

パシュカーニス法理論の評価と批判

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1396>

出版情報：法政研究. 27 (2/4), pp.163-176, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



パシユカーニス法理論の評価と批判

柳 春 生

はしがき

私は法政研究第二五卷第二十四号の「パシユカーニス法理論批判」と題する論文でソ同盟初期のすぐれた法学者イエ・ベ・パシユカーニスの労作「法の一般理論とマルクス主義」のなかに展開されている近代法の理論構成を批判したが、その後に稲子恒夫氏の新しい訳書のなかで彼の未紹介論文（故山之内教授「社会主義国家の法」のなかでふれられている）が発表されているのをみて、私の前論文でつくしていない点を補充し、かつそこでかきえなかった社会主義社会の法にかんするパシユカーニスの見解についても考察する意味でこの稿をかく。

(一)

一九一七年の革命から一九三〇年までの時期、すなわち社会主義建設の準備の時期に法の唯物論的把握の確立のために早くからたたかってきたのは、ペ・ストウーチカであった。彼は、一九二三年に改訂された「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国の国家と憲法にかんする学説」のなかで法一般にかんしてつぎのように定義した。

「法とは、支配階級の利益に照応し、その（すなわちその階級の）組織された権力によって擁護されている、社会関係の体系（秩序）である。」^(一)「法は、恒久的な範疇ではなくて歴史的に変化する範疇であり、外部からもちこまれ

た範疇でなく、生産力の発展に起因する範疇である。法の物質的本質は、経済関係の、すなわち生産と交換にかんする人間の相互関係の、一定の体系に、一定の秩序に存する、また、所与の法の規定的要因たる階級的利益に存する。^(三) 彼はまた、一九三一年に出版された「ソヴェト法の革命的役割」のなかでつぎのように述べている。

「我々が司法人民委員部参与会に於いて『ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国刑事法律指導の原則（一九一九年度法全集第六条五九〇項掲載）を制定した時、我々は法の『ソヴェト式』解釈をする必要に迫られた。その当時我々は次の定式を決定した。即ち『法とは、支配階級の利益に照応し、その（すなわちその階級）の組織された権力によって擁護されている、社会関係の体系（秩序）である。』無論これよりも一層完全に法の理念を定式づけることは出来よう。この『体系又は秩序』なる語を更に強調するか、若くはこの『体系又は秩序』の定立に於ける人間の意識的参加をより鮮明に示す他の語を以って之に代える必要がある。最近自分は、この『体系』其他の語を廢して、『社会的関係即ち生産及交換関係の組織形態』と言う語を用いることにした。^(四)」

すなわち、ストウーチカによれば、法とは社会関係の体系もしくは社会秩序であり、それは生産関係と交換関係の組織形態にほかならない。彼は、社会なる範疇の理解において、マルクスが「賃労働と資本」に述べている社会の規定に依拠した。^(五)

「個々人は社会的関係のなかで生産するが、この社会的生産関係は、物質的生産手段すなわち生産力の変化と発展とともに変化し、転化する。生産関係はその全体において、社会的関係、社会とよばれるものを、しかも一定の歴史的発展段階における社会を、独特の、別個の性質をもつ社会を形成する。^(六)」

マルクスは、ここで社会なる概念を生産諸関係の総体という意味に、換言すれば、彼がその後「経済学批判序言」のなかで用いた、社会の上部構造の土台を形成する「社会の経済構造」の意味に、限定的に把握している。しか

るに、ストウーチカは、社会関係を「生産と交換の関係」としてのみ理解している。すなわち、「わたくしは『社会関係』から出発している。わたくしは『社会的』という言葉を強調する。なぜならわたくしにたいする批判は、どうにもならないほど混乱しているからである。わたくしは当時、生産と交換の関係という意味において、『社会的』という言葉をつかい（マルクスとすべてのマルクス主義者はそう理解している）、わたくしの最初の本の全章もこの言葉に捧げられたのである。」^(七)だから、彼の見解にたいしては「素朴な唯物論」という批判もあるが、しかし、彼の主観的意図においては、法を生産関係から把握せんとするマルクス主義的立場にあった、といえるであろう。ただ、社会の基礎としての生産関係—その理解は真に困難である—の理解の不充分さが、彼をして、法と生産関係を社会関係の形式・内容の関連においてとらえることによって法を経済に帰着せしめ、^(九)パヴロフの批判するように、法の上部構造的性格の否定、すなわち法における意志的契機の看過にみちびいたのである。^(一〇)

パシュカーニスはストウーチカにおける法の唯物論的把握の批判・克服をつうじて「法の一般理論」を構築せんとした。したがって、彼はマルクス主義の命題にしたがって社会の基礎をなす生産関係から法関係を理解せんとする。「われわれは法律的关系は人々の現存する物質的な生産関係によって直接にうみだされることをするのである。」^(一一)法は生産関係と同一視されてはならない。法の存在領域は、社会の下部構造としての生産関係（経済構造）にたいする上部構造のうちに位置づけられるべきである。パシュカーニスは、法を「イデオロギー的上部構造」、「支配階級の政治的特殊形態」としてとらえ、上部構造としての法の特質を「資本論」第二章にしたがって意志関係にもとめた。そして、かかる観点において、法をつぎのように定義する。

「そのもっとも一般的な、その性格をもっともよくしめすメルクマールをひきだすことによって、われわれは法は階級社会の生産関係および他の社会関係の規制と認証の形態であると定義することができる。法は支配階級の国家権

力機構に立脚し、その階級の利益を表現する。

この定義は階級社会における法の役割と意義の性格を基本的にしめしているが、しかしまだまだ不完全である。なぜなら、規範主義的な理論がすべて法の外的、形式的な側面（規範、法律、判決など）だけで満足しているのと同じ、マルクス・レーニン主義理論は、法を形態と内容の統一として検討するからである。法的上部構造を構成するのは規範の単なる総体やなんらかの機関の行為の総体ではない。これを構成するのは形式的側面と内容、すなわち法が反映し、同時に裁可し、定式化し、変形する社会関係との統一である。この定式化の性格は『立法者の自由意志』に依存しない。これを規定するのは経済である。だが法的上部構造はひとたびうまれると経済に反作用をあたえる。^(二三)

パシュカーニスは、かかる法の定義から法のもつ三つの側面を指摘する。第一に、法は、支配階級の法である。

(法の階級性) 第二に、生産関係と、法が認証する社会関係たる法的関係との関連であるが、生産関係は法的媒介をつうじて法関係の内容となる。第三に、法はその機能を果たすためには強制機構(国家)を必要とする。^(二四)それで、法のかような特質から、その歴史的運命を彼はつぎのように定式化する。「法は国家と同じように社会の階級への分裂とともにあらわれた。……法と国家は共産主義のもとで、階級と階級社会のすべての残存物が消滅した結果として死滅する。^(二五)」

以上の法の一般的な規定に示された彼の見解は、彼の法理論のうちでもっとも積極的な側面を形成する、と評価しうるであろう。

(二)

マルクスは「資本論」において、資本制生産様式の矛盾の分析を商品の分析からはじめている。パシュカーニス

は、法現象の分析の起点を主体としての人におき、主体間の関係たる法関係の特質を商品関係との関連において把握する。すなわち、「マルクスにおいては、主体の形態の分析は商品の形態の分析からみちびきだされている。資本主義社会はなによりも商品所有者の社会である。このことは生産過程における人々の社会関係がここでは労働生産物のなかにおける物的形態をとり、価値として関係しあうということを意味している。」^(一六)

マルクスが商品の分析を研究の起点としたのは、資本主義に固有な・基本的経済法則は商品生産の法則たる価値法則でなくて、剰餘価値の生産の法則であるが、剰餘価値の創出は価値法則の貫徹のうえに実現される、という認識のもとづくのである。だから、法律的諸関係を商品関係から説明するには、商品生産関係を全資本主義的生産諸関係との連関においてとらえ、資本主義的生産関係としての商品関係の構造的連関と特質とを正しく把握しなければならぬ。しかるに、パシュカーニスは、法関係を商品関係から説明するに際して、法的関係形成の起因を商品関係成立の媒介的要因たる交換関係にもとめた。彼は「資本論」第二章交換過程の分析に依拠しつつ、法的関係成立の端初を交換過程における人の主体性と抽象性の形成にみる。

「商品がそれを生産した主体の意志に関係なく価値を取得するとすれば、交換過程における価値の実現は、商品の所有者の側の意識的な意志行為を前提とする。……労働生産物が商品の本性を獲得し、価値の担い手になると同時に、人は法的主体の本性を獲得し、権利の担い手になる。……経済的な主体は、価値法則のかたちで自分の背後に形成される経済関係に奴隷のように従属するが、あたかもその代償のように、法律的主体として、めずらしい贈物、すなわち法律的に考えられた意志をうけとる。それはその主体を自分とおなじ他の商品所有者のなかにおいて抽象的に自由、平等なものとする意志である。」^(一七)「人間労働の生産物が、価値としてたがいに関係をむすぶことができるためには、人々が独立・平等の人格としてたがいに関係をむすぶなければならない。」^(一八)商品の交換は、商品所有者達の契

約をつうじて実現される。

交換は諸商品を価値として連関させ、価値として実現させる。^(二九) そのかぎりでは、交換過程は、商品所有者たる具体的な人格を、価値物たる商品代表者として、商品の価値の人格化として、抽象的な人一般に、彼の個別的意志を、価値関係に制約された抽象的な意志に転化せしめる。商品の主体としての人の自由・独立と価値に制約される抽象化の必然との矛盾に「抽象的・非個人的」な法人格性の形成をみることは誤りではないが、問題は、法的関係形成の場を商品の交換過程にのみおくことにある。かかる考察の根底には、商品の価値関係を価値実現過程においてのみとらえ、価値形成過程としての生産過程から価値実現過程としての交換過程（流通過程）をきりはなす、一面性あるいは形式主義的な思考方法がよこたわっている。価値実現過程としての交換過程は、価値形成過程たる生産過程を前提とし、この前提のうえに成立する。生産過程こそが価値の実体をなす抽象的・人間労働の支出の過程、すなわち価値形成過程であり、したがって、商品主体としての人間の抽象的な社会的性格は生産過程において形成される、すなわち、生産する人間はそこではひとしく無区別な抽象的・人間労働を支出する関係におかれ、かかる関係において同一の人間として把握される。だから、近代法における法主体性成立の場は、価値形成過程と価値実現過程との統一のうち、すなわち商品・価値の生産諸関係の総体のうちに求められねばならない。「商品生産者たちの一般的・社会的な生産関係は、彼等がその諸生産物を諸商品として、つまり諸価値として取扱い、この物象的形態において彼等の私的諸労働を同等な人間労働として相互に連関させるという点にある。」^(三〇)「だから、商品生産者が等質・無区別の人間労働を支出しているという相互関係は、生産過程において発生し、交換過程において現象する。この二つの過程は、同一の・統一された商品生産関係の二つの側面を構成している。生産と交換との相互関係の正しい理解のためには、マルクスが与えているつぎのすぐれた規定を想起すべきである。

「しかし、1・自然生的なものであろうと、それ自体すでに歴史的結果であらうと、分業がなければ、なんらの交換もない。2・私的交換は私的生産を前提する。3・交換の密度、交換の範囲、交換の仕方は、生産の発展と仕組みとによって規定されている。……こうして交換は、そのすべての契機が、生産のうちに直接にふくまれるか、それとも生産によって規定されて現れる。

われわれが到達した結果は、生産、分配、交換、消費が同一であるということではなくて、それらがすべて一個の総体の肢節を、一つの統一の内部での区別をなしているということである。生産は、生産の対立的規定のうち自己を包摂するとともに、他の諸契機をも包摂している。過程はつねに新たに生産からはじまる。交換と消費とが包摂者でありえないことは、おのづから明らかである。生産物の分配としての分配についても、同じことが言える。だが、生産諸要因の分配としては、分配自体が生産の一契機である。だから一定の生産は、一定の消費、分配、交換を、またこれらのさまざま契機相互間の一定の関係を規定する。^(二二)」

労働生産物を商品に転化させる直接的契機たるものは交換であるが、交換に必要な条件は、社会的分業とそれが結びついている生産手段と生産物の私的所有とである。だから、法現象の根源は、結局、商品経済形成におけるもっとも基礎的な生産関係たる生産手段の私的所有制のうちに、つまりは階級関係のうちに、求められねばならない。生産手段の私的所有に制約されて、使用価値あるいは財をつくる有用労働は直接的には私的労働として定在するが、他方において、この私的諸労働は人間労働の支出の諸形態にほかならない。こうみると、近代市民法の私的性質と抽象的性格とは、商品に内在する価値と使用価値の矛盾の反映であること、資本制生産様式に特有な剰餘価値の生産の基礎によこたわる価値法則の貫徹の側面を表現していること、が理解できる。パシュカーニスの法理論の欠陥は、近代法の特質を商品の交換過程だけから説明したことだけにあるのではない。彼は商品価値と使用価値との統一として綜

合的に把握せず、もっぱら価値の側面のみを強調した結果、近代法の抽象的性格は説明しえたが、その私的性質については説明を等閑視している。それで、パシュカーニスとともに法のマルクス主義的把握のために努力したストウーチカは、パシュカーニス「法の一般理論とマルクス主義」の意義を認めるとともに、またその欠陥をつぎのように批判する。

「自分は既にこの労作の重要な意義を再三指摘したのである。蓋しこの労作は我々の眼を事物の本質に向って開かしめ、殊にブルジョア社会に於ける平等、等価物の観を呈している謎の如き現象の裏面に向って開かしめたのである。然しこの理論はその原初的記述に於いて、すべての法を単に市場に結びつけ、単に商品生産者の関係の媒介化に結びつけている点にその欠陥、その一面性を有している。」^(二二) 「法は交換のみから発生すると主張するものに対しては、生産物の交換が生産後に於いて始めて可能である限り、決定的意義は生産と生産手段に対する権利とに属すると言ふマルクスによって完全に設定された真理を以って答えることができるのである。」^(二三)

マルクスは、正しくも「生産の各形態は、それ自身の法律的諸関係 (Rechtsverhältnisse)、統治形態 (Regierungsform) 等々を生み出す」^(二四)と述べている。パシュカーニスは資本制生産様式における主要な関係たる商品生産関係にブルジョア法の基礎を求めるところから出発しながら、抽象化された単純商品生産社会のもとにおける商品流通の分析からブルジョア法の特徴をみちびき出さんとした。それは、彼が自己批判するように、生産から交換を切りはなす、誤った方法である。^(二五) それゆえに、加古祐二郎氏、加藤新平氏における、パシュカーニスの形式主義の根拠を資本の流通方式 $G \rightarrow W \rightarrow G'$ から孤立した商品流通の直接的形態 $W \rightarrow G \rightarrow W$ において追求する方法は、批判の方法としては、依然として法の根底を商品の流通過程におく一面性を完全には克服していない、といえる。^(二六) だが、パシュカーニスは最後につぎのように自己批判する。

「パシユカーニスが『法の一般理論とマルクス主義』でおかした基本的な誤りは、かれがストウーチカとおなじように異なった階級的な法体系の存在という事実から出発しないで、法一般の抽象的形態をさがしたことである。パシユカーニスは、法的形態を、純粹なかたちでとらえられた單純商品生産者社会の分析であきらかにされる抽象的なすがたで考え、そのため資本主義以前の階級社会の法だけでなく、資本主義から共産主義への移行期の法もあきらかにすることができず、商品社会の発展においておこる法の変化をみることはできなかった。

パシユカーニスは、その著作で、單純商品經濟の關係が資本主義經濟の關係に改善される過程と、その際に法がうける変化を、全体的に、また完全に、あきらかにしていない。資本主義のもとにおいても、自由、人格の平等、またはその等価性という單純商品生産者の關係のうみだした法的形態の基本的な特徴と原則はのこされるが、しかしこれらの法的な關係の概念は、これとは矛盾した性格をもつ關係、すなわち搾取關係を表現し、したがって以前とはちがった役割をもつようになる。^(二六)」

パシユカーニスはこのような自己批判にもとづいて近代法の性格についてつぎのすぐれた見解を展開する。

「自然發生的に形成されるブルジョア社会の生産關係は、法的な關係、ブルジョア社会の所有關係として定式化され、國家機構のすべての力によって保護され擁護される。プロレタリアートの搾取と農民の没落は、ブルジョア社会の法によって表現される私的所有の支配のうえにもとづいておこなわれる。そしてブルジョア社会の法は、あらゆる法とおなじように、マルクスによると、『事實の公式の承認にすぎない。』全体としてのブルジョアの法体系は、ブルジョア社会の階級關係の公式の表現、媒介であり、支配階級としてブルジョア國家に組織されたブルジョア社会の基本的な利益の表現である。ブルジョア法は全社会におけるブルジョア社会の支配を表現している。ブルジョア法はブルジョア社会の政治の特殊な形態であり、自由と平等の形式的原則でかくされた階級支配の道具である。ブルジョ

ア法はブルジョア国家の機構によって維持され、保証されている。私的所有がブルジョア支配の基礎である。ブルジョアジーの基礎的な法は、ブルジョア社会の所有関係、財産関係を規制する法、いわゆる民法である。」^(二七)

だが、彼の自己批判にはなお明確を欠く点がある。すなわち、彼は、「自由、平等というブルジョア法の原則は、単純商品生産者の関係によってのみだされる」^(二八)と述べる。彼は単純商品生産と資本制生産とを歴史的に対置し、前者のうちに近代法の特質（自由、平等）を追求している。だが、商品生産関係において近代法の特質を把握するのは正しいのであるが、商品生産が一般的・普遍的となるのは資本制生産様式のもとにおいてであるから、その理由からして、近代法の社会的基礎は、単純商品生産社会でなく、資本制生産関係にこそ求められねばならないのである。ただ、資本制生産では労働力もまた商品となるから、商品経済から発生する自由・平等のブルジョア法原理は、生産手段の資本家的・私的所有と労働力のみ所有というブルジョア社会の基本的矛盾を陰蔽する結果となる。

(三)

マルクスは「ゴータ綱領批判」において共産主義社会の発展における二つの段階、すなわち、低次の段階たる社会主義社会と高次の段階たる共産主義社会を区別し、そこにおける生産と分配にかんする一般的な表式を示した。まづ、社会主義社会においては、すべての生産手段は社会の成員の所有に帰し、したがって階級的差異は消滅している。社会のために各員の支出する労働は、具体的な労働として、社会的総労働の構成要素をなし、したがって直接的に社会的労働として妥当する。労働生産物は商品として生産され、交換されないから、価値の範疇は存在せず、社会的労働の分量は直接に時間をもって測られる。労働の社会的性質は、商品生産におけるように商品に内在する使用価値と価値との対立的要因に照応する、具体的・有用労働の私的性格に対立する同等な人間労働の社会的性格として実

存しないで、この対立を止揚した、単一の、歴史的に規定された社会的労働として特徴づけられる。労働生産物の社会の成員への分配は、この社会の運営に必要なフオンドの控除後に残る消費資料の労働の量に應ずる分配となる。この場合、各人は等量の労働支出にたいしてひとしく等量の消費資料の給付をうけるかぎり、平等の原理がみとめられるが、しかしこの平等は、各人の肉体的・精神的な能力、社会的条件の不平等を前提し、承認するところの、ただ労働のみを尺度とする、平等として評価される。それゆえに、マルクスは、この社会の成員がひとしく享有する平等の権利を、ブルジョアの痕跡をとどめるという意味で「ブルジョアの権利」と規定した。そして、「ブルジョアの権利の両性たるかかる不公正は、共産主義の段階において、肉体的労働と精神的労働との対立が解消し、労働が各人の第一の生活的欲求に転化し、労働に應ずる分配から必要に應ずる分配に移行するに十分な社会的生産力の高まりをみるとともに、消滅する。だから真の自由・平等は、共産主義の段階において実現する。」^(二九)

パシユカーニスは、マルクス「ゴータ綱領批判」の解釈をつうじて社会主義社会における法形態の性格を規定する。彼は、レーニン「国家と革命」にしたがい、社会主義社会においては、法は、「社会の成員のあいだの生産物の分配と労働の分配の規制者（決定者）としてのこる」^(三〇)ことを承認する。^(三一)彼は、この分配関係を規制する、ある形態の労働と他の形態の等量の労働との交換という、商品等価交換における同一内容の原則にたいして、商品等価の交換の原理とブルジョア法との対応関係を機械的に適用することによって、社会主義社会に存続する法をブルジョア法と規定した。彼の法理の構成はつぎのようになっている。「個々の生産者と社会の關係が等価交換の形態をとりつづけるあいだは、この關係は法の形態をとりつづける。……等価關係の形態があたえられるとすると、それは法の形態があたえられることを意味する。」^(三二)だから、「労働の支出と報酬のあいだの等価交換を、商品価値の交換を遠い昔のこととして思いおこさせるような形態で、やむなくのこしている社会は、法の形態ものこさざるをえないであろう。」^(三三)

共産主義への移行とともに、法と国家とは、「等価交換の形態が完全にとりのぞかれるときに消滅する。」^(三三三)

このように彼の法理論は、プロレタリア法としての社会主義法の否定におわった。彼の理論的欠陥は、マルクスが社会主義における労働等価の原則と価値法則との質的相違を明確に指摘したにもかかわらず、彼が両者の形式的同一を強調して労働等価の関係をブルジョア法に直接結びつけ、彼の自己批判が述べるように、「スコラの考察の分野にふみこんでしまった」^(三三四)ことにある。むしろ、「プロレタリアートの勝利と共に、ブルジョア法がソヴェート法と呼ぶ新たな質の法に弁証法的に転化している」^(三五)とみる、ストウーチカに学ぶべきではないか。

- (一) ストウーチカ「ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の国家と憲法にかんする学説」、一九二三年、一四頁。
- (二) 同書、一七頁。
- (三) ストウーチカ「ソヴェート法の理論」司法資料一七二号、五頁。
- (四) P. I. Stuchka, *The revolutionary part by law and the state.* (Soviet Legal Philosophy. 1951.) p. 31.
- (五) *ibid.* p. 30.
- (六) Marx-Engels *Ausgewählte Schriften.* Bd. I. S. 77.
- (七) ストウーチカ、前掲書、一三頁、稲子恒夫訳「法の一般理論とマルクス主義」、一三七頁参照。
- (八) 稲子訳同書、六頁。
- (九) 山之内一郎「社会主義国家の法」、四〇五―四〇六頁。
- (一〇) イ・ヴェ・パヴロフ「ソヴェート法の四十年の発展」(「ソヴェート国家と法」誌、一九五七年十一月号)三八頁。
- (一一) パンユカーニス「法の一般理論とマルクス主義」、一九二九年、五五頁。稲子訳書、九八頁。
- (一二) 同書稲子訳、二四〇頁。
- (一三) 同書、二二八頁。

- (一四) 同書、二二八―二二九頁。
- (一五) 同書、二二五頁。
- (一六) パシユカーニス、前掲書、六九頁、稲子訳、一一六頁。
- (一七) 同書六九―七一頁、訳書、一一六―一一九頁。
- (一八) 同書一〇三頁、訳書、一五九頁。
- (一九) Kapital. I S. 91.
- (二〇) *ibid.* S. 85.
- (二一) Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie. S. 20.
- (二二) ストウーチカ前掲書、八四頁。
- (二三) 同書、八六頁。
- (二四) Grundrisse. S. 9.
- (二五) 稲子訳書、二五九頁。
- (二六) 加古祐二郎「理論法学の諸問題」、一六四頁、加藤新平「法学的世界観」、一五四―一五五頁。
- (二六) 稲子訳書、二五七頁。
- (二七) 同書、二五〇頁。
- (二八) 同書、二五二頁。
- (二九) Marx, Randglossen zum Programm der deutschen Arbeiter partei. (Marx-Engels Ausgewählte) Schriften. Bd. II.) S. 14―17.
- (三〇) レーニン「国家と革」、一九四九年版、八七頁。

論 說

- (三一) パシユカーニス前掲書、稲子訳、二四六頁。
- (三二) パシユカーニス、前掲書、二四―二五頁、稲子訳、六〇―六一頁。
- (三三) 同書二五頁、稲子訳、六二頁。
- (三三) 同書二五頁、稲子訳、六一頁。
- (三四) 稲子訳書、二四八頁。
- (三五) ストウーチカ、前掲書、九五頁。

——一九六〇・一二・一五——

(終)